

独立行政法人のゼロベースでの見直しを

平成 19 年 5 月 9 日

伊藤 隆敏

丹羽宇一郎

御手洗富士夫

八代 尚宏

21 世紀の行財政システムの構築に向けて、経済財政諮問会議では、政府が果たすべき機能をゼロベースから見直すこととしている。その一環として、以下のとおり、独立行政法人の改革を行うべきである。

独立行政法人は、制度導入以来 6 年が経過した。ここで、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す必要がある。

1. 独立行政法人の導入により、企業会計原則の導入、会計監査人による監査の義務づけがなされるなど、透明性が高まった。
2. 他方、①緑資源機構の官製談合事件で明らかになったように官製談合や天下りの温床になっている、②廃止、民営化につながるような主たる業務の見直しにまで踏み込んでおらず、特殊法人からの単なる看板の架け替えとなっている等の批判がある。
3. 政府のユーザーたる国民の視点に立って、政府本体との役割分担、業務の存続、民営化の可否まで踏み込んだ改革を行うことが必要である。

渡辺行政改革担当大臣におかれでは、菅総務大臣と連携して、別紙の『独立行政法人見直し 3 原則』に基づき、101 全法人を対象に見直しを行い、年内を目途に『独立行政法人整理合理化計画』を策定していただきたい。

(別紙)

『独立行政法人見直し3原則』

原則1 「官から民へ」原則

民間に委ねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務事業に限定する。それ以外は、民営化、民間委託又は廃止する。

例えば、市場化テストの民間提案があるものは後者に該当するのではないか。

原則2 競争原則

法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務事業に限定する。それ以外は、民営化、民間委託又は廃止する。

例えば、民間開放するよりも法人による業務独占を継続する方が、消費者利益が増大すると証明できないものは、後者に該当するのではないか。

(参考) 独立行政法人通則法第二条 この法律において「独立行政法人」とは、國民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、國が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

原則3 整合性原則

他の改革との整合性を確保する。

① 公務員制度改革との整合性

例えば、トップ人事への公募制の導入を検討すべきではないか。

② 政策金融改革との整合性

例えば、独立行政法人にある政策金融機能について、統廃合や政策金融全体としての縮減の数値目標の設定を行うべきではないか。

③ 国の随意契約の見直しとの整合性

例えば、独立行政法人についても随意契約の見直しと一般競争入札の実施のルール化をより徹底すべきではないか。

④ 国の資産債務改革との整合性

例えば、独立行政法人が保有する資産の売却・有効活用を促進する仕組みを整備すべきではないか。